

最高裁秘書第2408号

令和4年8月3日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

答申書の写しについて（送付）

下記の諮問については、令和4年7月27日に答申（令和4年度（最情）答申第12号）をしたので、答申書の写しを送付します。

記

諮問番号 令和3年度（最情）諮問第50号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（4233）5249（直通）

諮詢日：令和4年1月11日（令和3年度（最情）諮詢第50号）

答申日：令和4年7月27日（令和4年度（最情）答申第12号）

件名：特定年月日付の訴追決定に関して最高裁判所が裁判官訴追委員会から受領した文書の不開示判断に関する件

答申書

第1 委員会の結論

特定年月日付の訴追決定に関して、裁判官弾劾法14条3項に基づき、最高裁判所が裁判官訴追委員会から受領した文書の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、「訴追状」（以下「本件対象文書」という。）を対象文書の一部として特定し、全部不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和3年12月6日付で原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3（令和4年7月1日改正前の取扱要綱記第11の4）に定める諮詢がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

公務員の職務の遂行に係る情報であるし、弾劾裁判所の対審及び裁判の宣告は公開の法廷で行われる（裁判官弾劾法26条）ことからすれば、本件対象文書に不開示情報は含まれていないといえる。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

本件対象文書に記載されている裁判官の氏名等は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条1号に定める個人識別情報に相当する。

また、裁判官訴追委員会（以下「訴追委員会」という。）及び裁判官弾劾裁

判所（以下「弾劾裁判所」という。）に対する、開示についての意見照会の回答を踏まえ、次のとおり判断した。本件対象文書に係る第1回公判は、まだ開かれていなかつところ、裁判官弾劾裁判所規則27条本文は、「事件に関する書類は、公判の開廷前には、これを公にしてはならない。」と定めており、本件対象文書は「事件に関する書類」に該当することから、最高裁判所が公判の開廷前にこれを開示することによって、弾劾裁判所における裁判事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。さらに、裁判官弾劾法10条3項は、「訴追委員会の議事は、これを公開しない。」として、議事非公開の原則を定めているところ、本件対象文書は、訴追委員会が弾劾裁判のために作成し、弾劾裁判所に提出したものであり、弾劾裁判の公判廷において朗読されるまではその内容を公にすることは予定されていないものであることから、公判の開廷前に、最高裁判所がこれを開示すると、今後、訴追委員会における率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれるおそれ及び訴追委員会が行う審議の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。したがって、本件対象文書に記載された情報は、全体として法5条5号及び6号に規定する不開示情報に相当すると認められる。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和4年1月11日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年6月17日 本件対象文書の見分及び審議
- ④ 同年7月15日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 見分の結果によれば、本件対象文書には、訴追を受ける裁判官の官職、氏名その他の同裁判官を特定するための事項（以下「氏名等」という。）及び罷免の事由が記載されていることが認められる。そして、罷免の事由については、

訴追委員会における調査及び審議を経て、上記裁判官に係る弾劾による罷免の事由（裁判官弾劾法2条）に当たるとされた経緯の概要が具体的に記載され、訴追委員会内部における審議、検討又は協議に関する情報に該当するといえる。

また、当委員会庶務を通じて確認したところ、本件開示申出時点において、本件対象文書に係る第1回公判は、まだ開かれていなかったことが認められた。

2 上記見分結果及び確認結果を踏まえ検討すると、裁判官弾劾法26条は、「弾劾裁判所の対審及び裁判の宣告は、公開の法廷でこれを行う。」と定め、同規定を受けて、裁判官弾劾裁判所規則27条本文は、「事件に関する書類は、公判の開廷前には、これを公にしてはならない。」と定め、本件対象文書は「事件に関する書類」に該当するから、公判の開廷前には、公にすることは許されず、最高裁判所が公判の開廷前に本件対象文書を開示することによって、弾劾裁判所における裁判事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。また、裁判官弾劾法10条3項は、「訴追委員会の議事は、これを公開しない。」と定めているところ、本件対象文書は、訴追委員会が弾劾裁判のために作成し、弾劾裁判所に提出したものであり、訴追委員会の議事として公開されないものであるということができ、弾劾裁判の公判廷において朗読されるまではその内容を公にすることは予定されていないものであることから、公判の開廷前に、最高裁判所がこれを開示すると、今後、訴追委員会における率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれるおそれ及び訴追委員会が行う審議の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする最高裁判所事務総長の上記説明の内容も不合理とはいえない。

したがって、本件対象文書に記載された情報は、全体として法5条5号及び6号に規定する不開示情報に相当すると認められる。

3 以上のとおり、原判断については、本件対象文書に記載された情報は、法5条5号及び6号に規定する不開示情報に相当すると認められるから、妥当であ

ると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 門口 正人

委員長 戸雅子